

【令和8年度 自治体法務研修】 自治体法務入門研修 実施要領

1 研修の目的 業務上の課題等を法に基づいて考え判断する能力など、これからの自治体職員に必要とされる法務を習得する。

2 対象 全職員

3 日程 令和8年7月21日(火)～31日(金)

※7月21日から7月31日の期間中、Web上の研修動画視聴による受講です。

※動画視聴用のURLは後日人事研修担当者にお知らせします。

4 その他 事前に撮影された動画視聴による研修です。会場での開催はありません。

※レポートの提出をもって修了とみなします。



カリキュラム	時間	講師
1 「自治体法務」を学ぶ意味 ・自治体法務とは何か ・法と政策 2 自治体の事務と自治体法務 ・自治体の事務と再配分 ・条例制定権 ・自治体と法令解釈権 ・国と自治体 3 自治体行政と住民 ・住民手続と住民 ・住民参加とまちづくり ・自治体と情報 ・自治体政策の実効性確保とその手段 ・自治体行政と財産権の制約 4 自治体をめぐる紛争の解決 ・自治体をめぐる紛争の解決 ・行政事件訴訟法の改正とその特徴 ・国家賠償 ・住民訴訟	5.0 ≪注≫	中央大学 法学部 教授 橋本 基弘 (はしもと もとひろ) [略歴] 1959年生まれ。1989年中央大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程単位取得。1991年県立高知女子大学(現県立大学)講師。同大学助教授、教授を経て2004年から中央大学教授。2009年10月より2013年10月まで同大学法学部長、2014年11月から同大学副学長。2017年11月から学校法人中央大学常任理事。 [専門分野] 公法学 [著書] ○「憲法の基礎」(北樹出版) ○「近代憲法における団体と個人」(不磨出版) ○「プチゼミ憲法<1>(人権)」(法学書院) ○「よくわかる地方自治法」(ミネルヴァ書房) ほか

≪注≫時間が変更になる場合があります。

担当より	<p>「自治体法務ってなに?」とっていませんか? この研修では、職員として知っておくべき必要最低限の法律等の基礎を橋本講師の動画で学ぶ研修となっています。 毎年、「事例が分かりやすく、日々の業務の目的と根拠を改めて見つめなおし深く理解することにつながった」などと受講生からも好評な研修です。</p>
------	---

こうち人づくり広域連合 担当：西森

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階 TEL:088-873-0333 FAX:088-872-7716

E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp HP:http://www.kochi-hitozukuri.or.jp